

食安輸発0518第2号  
平成22年5月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(タイ産オオバコエンドロ)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成22年5月17日付け食安輸発0517第1号)にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、タイ産生鮮オオバコエンドロから基準値を超えるクロルピリホス及びシペルメトリンを検出したことから、輸入届出ごとの全ロットについて検査命令を行うこととし、同通知の別表1のタイの養殖エビ及びその加工品の項の次に下記を加えるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、基準値を超えた場合にあっては、食品衛生法第11条違反として措置すること。

記

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る)		クロルピリホス、シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、基準値(0.05ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。